

「消費税軽減税率制度説明会」のご案内

主催 公益社団法人佐伯法人会

共催 佐伯税務署

事業者のみなさん！ 準備は進んでいますか？

平成 31 年(2019 年)10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8%から 10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

これにより、軽減税率対象品目である飲食料品等の取り扱いがない事業所においても、軽減税率の対象品目(会議等に供するお弁当等)を経費で購入する場合には、軽減税率の対象外の品目と区別して経理処理する必要があります。

そのため、ほとんどすべての事業者で経理処理の変更が必要になります。

公益社団法人佐伯法人会
総務委員会・税制委員会

公益社団法人佐伯法人会では、佐伯税務署の全面的なご協力を得て、事業者の皆様を対象に制度の概要や軽減税率の対象品目等について説明する「消費税軽減税率制度説明会」を下記のとおり開催いたします。

法人会会員でない事業者の皆様も参加していただけますので、お気軽にこの機会をご利用いただけますようご案内申し上げます。

なお、会場の都合上、1回の説明会には定員がございます。開催日の前日までに、必ず裏面の申込書を FAX 送信していただくか電話にてお申し込みください。

開催日	第一部	第二部	開催場所
10月22日(月)	10時00分 ～ 11時00分	13時30分 ～ 14時30分	佐伯税務署 2F 会議室
10月23日(火)			
10月24日(水)			
10月25日(木)			
10月26日(金)			

※第一部と第二部の説明会は同一の内容となります。